

## 業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 石川県行政庁舎14階ワークラウンジ整備業務委託  
(別記仕様書に基づく業務)
- 2 履行期間 契約締結日から令和8年1月31日まで
- 3 業務委託料 円 —  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 円)
- 4 契約保証金額 免除

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受託者が共同企業体を結成している場合には、受託者は、別紙の共同企業体協定書により本契約書記載の工事業務を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

委託者（甲） 石川県  
石川県知事 馳 浩

受託者（乙）

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ）に基づき、委託業務（以下「業務」という。）を別紙仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、仕様書に掲げる事項に基づき頭書の業務委託料をもって頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに、頭書の業務を完了しなければならない。

3 甲は、業務を完了させるため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、この約款又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了させるために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 第1項の仕様書に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、甲が定める職員の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、甲の承諾を得て業務の一部を再委託するときには、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務の調査等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、業務に関して乙に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができるものとする。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 乙は、業務について仕様書等の不備、不測の支障の発生、その他正当な理由のあるときは、理由を記した書面により直ちに甲に対し業務の内容の変更を請求することができる。この場合、契約事項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定める。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了することができないときは、甲に対してその理由を明らかにした書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合における履行期限の延長日数は、甲乙協議して定める。

(危険負担)

第8条 乙の責に帰すべき事由によって発生した損害の責は乙が負うものとし、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。また、第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲の負担とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 甲は、乙の責に帰すべき事由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料に対して、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第11条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(検査及び引き渡し)

第10条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による業務完了報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に受託者の立ち会いのうえ、完了の確認のための検査を行い、適当と認めるときはこれを受理するものとする。

3 乙は、前項の業務完了報告書が受理された後、業務委託料の請求書を甲に提出するものとする。

(業務委託料の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定により、乙から適正な請求書を受けたときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(委託料の減額)

第 12 条 甲は、乙が委託事業の一部を執行しなかったとき、又は委託事業に要した実支出額が委託料を下回るときは、委託料を減額することができる。

(損害賠償の義務)

第 13 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。また、第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。

(契約の解除及び違約金)

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 3 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。
- 4 第 1 項の規定により契約が解除された場合において、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。またこの場合、乙は甲に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第 2 項、第 3 項の規定により契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(甲の催告による解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限内に履行しないとき又は履行期限後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 乙が甲の承諾なく本契約により得た権利又は義務を他人に委任又は譲渡したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の責めに帰すべき事由による解除権)

第 17 条 前二条各号に掲げる事項が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(機密保持)

第 18 条 乙は、業務の実施によって知り得た機密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(専属的管轄裁判所)

第 19 条 本契約に関連して甲と乙の間に生じる一切の紛争は金沢地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(知的財産権の保護)

第 20 条 乙は、納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれているときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、乙は、当該契約等の内容について事前に甲の承諾を得ることとし、甲は、既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用する。

2 業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じたときは、当該紛争の原因が甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理するものとする。この場合、甲は、当該紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、乙は必要な範囲で訴訟上の防衛を甲に講じなければならない。

(成果物の開示及び著作権等の帰属)

第 21 条 乙は、成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 本契約の履行により生じた著作権及び意匠権等のすべての権利は甲に帰属するものとする。
- 3 乙は、甲に著作権を譲渡し、又は甲に著作権法に基づく利用が許諾された成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
  - 3 第 1 項の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(疑義の決定)

第 23 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。